

川崎市介護支援専門員連絡会主催研修事業への協賛に関する規則

【目的】

第1条 この規則は、本会の主催する研修事業への協賛に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする

【定義】

第2条 この規則において「協賛者」とは、本会会則第3条に賛同し、本会研修事業の維持・運営上有意義であると認められ、本会の主催する研修事業への支援を目的として協賛する者をいう

2 この規則において「協賛金」とは、前項の協賛者から受け入れた金銭をいう

【募集】

第3条 研修事業を実施するにあたり、協賛者及び協賛金を募集するときは、役員会の承認を得るものとする

【受入れ】

第4条 前項の募集に対して、会長が別に定める協賛申込書の提出があったときは、役員会において審査の上、受け入れるものとする

2 会長は、前項の者の協賛を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって協賛申し込み者にその旨を通知しなければならない

【協賛者名の公開】

第5条 役員会は、協賛を受け入れたときは、協賛者からの支援があることを告知するため、当該研修事業にかかるプログラム、報告書等に協賛者の広告等を表示するものとする

2 協賛者から公開断りの申し出があった場合には公開しないものとする

【協賛金の使途】

第6条 協賛金の使途は、当該研修事業に要する経費に充てるものとする。また、その経費に充ててなお残余があるときは、募集の際に協賛者の同意を得た場合に限り、研修事業の寄附金として使用できるものとする

【協賛金の額】

第7条 協賛金の金額については、別表に定めるものとする

【事務】

第8条 協賛に関する事務は、会計事務員が処理する

2 本会は協賛金受入帳簿を備え、会計事務員が必要事項を記載、整理しなければならない

【雑則】

第9条 この規則に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は役員会で決定するものとする

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する

川崎市介護支援専門員連絡会主催研修事業への協賛に関する規則・別表

団体・企業	一口10,000円
個人	一口 1,000円

※複数口可能